

熊本市食品ロスゼロ協力店登録実施要綱

制定 令和6年8月28日環境局長 決裁

（目的）

第1条 この要綱は、本市が推進する事業系食品ロス削減についての取組みに賛同し、食品ロス削減に取り組む飲食店及び宿泊施設（以下「飲食店等」という。）並びに食料品を取り扱う小売店（以下「食品小売店」という。）を「食品ロスゼロ協力店」（以下「協力店」という。）として登録し、事業者自らが食品ロス削減に努めるとともに、取組を通じて市民へ周知啓発することによって、市民・事業者・行政が協働し、食品ロス削減を推進することを目的とする。

（登録の要件（事業者））

第2条 飲食店等及び食品小売店の代表者又はそれに準ずる者（以下「事業者」という。）は、次に掲げる要件を満たす場合に本市域内の飲食店等及び食品小売店を協力店として登録できるものとする。

- （1）本市域内で飲食サービス業、宿泊業又は飲食料品小売業を営む者であること。
- （2）熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号に規定する暴力団、第2号に規定する暴力団員又は第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。

（登録の要件（店舗））

第3条 事業者が本市域内の飲食店等及び食料品小売店を協力店として登録申込できる要件は、店舗において、別表で定める業種別の取組項目を1項目以上実践する者であることとする。

（協力店の取組内容）

第4条 協力店は、次の各号に掲げる項目に取り組むものとする。

- （1）前条の取組項目を積極的に実践し、食品ロスの削減に努めること。
- （2）本市が実施する食品ロス削減に関する取組及び調査に協力すること。

（協力店の紹介）

第5条 市は、協力店の名称、住所、連絡先、店舗種別、取組項目、取組内容及びその他必要な事項（以下「店舗情報」という。）について、市ホームページ等で周知するものとする。

(持帰り希望者への対応)

第6条 別表左列下段(4)の取り組みは、次の各号に従い実施するものとする。

- (1) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)その他関係法令によって定められた衛生管理を遵守すること。
- (2) 持ち帰り希望者に対し、持ち帰りによる食中毒の危険性等について、十分に説明し理解させること。
- (3) 持ち帰り希望者に次に掲げる事項を確実に伝えとともに、持ち帰り希望者の自己責任の範囲で行うよう周知すること。
 - ア 時間の経過により食中毒の危険性が高まるため、寄り道をしない。
 - イ 料理は暖かい場所に置かない。
 - ウ 帰宅後はできるだけ速やかに食べる。
 - エ 中心部まで十分に再加熱してから食べる。
 - オ におい、味、食感等少しでも怪しいと思ったら食べない。
- (4) 高温多湿の時期や持ち帰り希望者が帰宅までに時間がかかる場合は、持ち帰りさせないとともに、生ものや半生、再加熱ができないもの等危害度の高い食品は、持ち帰り希望者からの要望があっても持ち帰りに応じないようにすること。
- (5) 持ち帰り希望者が持ち帰る料理は、清潔な容器に清潔な箸等を使って入れ、水分はできるだけ切り、早く冷えるように浅い容器に小分けにすること。
- (6) その他、料理の取扱いについて、注意書きを添える等、食中毒等の予防をするための工夫をすること。

(登録の申込みの手続)

第7条 協力店として登録を希望する事業者は、食品ロスゼロ協力店登録申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)を市に提出するものとする。

- 2 市は申込書の内容が第2条及び第3条で規定する要件に適合していると認める場合は協力店として登録する。また、協力店名簿に記載するとともに、申込者に対してポスター、ステッカー等の啓発物を交付する。
- 3 申込者が、熊本県「九州食べきり協力店」に登録を希望する場合は、市は熊本県循環社会推進課に申込者及び協力店の店舗情報等の情報提供を行う。
- 4 熊本県「九州食べきり協力店」の登録申込者が、協力店への登録を希望する場合は、第7条の規定によらず、熊本県からの情報提供をもって協力店として登録する。

(登録の変更)

第8条 事業者は、申込書に記載した内容に変更が生じた場合、新たに店舗の追加登録を希望する場合又は協力店登録の削除を希望する場合は、食品ロスゼロ協力店登録内容変更

届（様式第2号。以下、「変更届」という。）を速やかに市に提出するものとする。

（市による登録の削除）

第9条 市は、協力店が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、登録を削除し、市ホームページ等の掲載情報から削除できるものとする。

- （1） 事業者から前条に定める変更届の提出において登録の削除の求めがあったとき。
- （2） 事業者が第2条に掲げる要件を満たさなくなったことを市が確認したとき。
- （3） 協力店が第3条に掲げる要件を満たさなくなったことを市が確認したとき。
- （4） 自然災害等のやむをえない場合を除き、登録された全ての連絡手段が不通となったとき。
- （5） 協力店が信用を失墜する行為を行う等、市が協力店として適当でないと判断したとき。

（登録を削除された店舗による啓発物の掲示）

第10条 登録を削除した又は市により削除された協力店は、市が交付したポスター、ステッカー等の啓発物の掲示を行わないものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 「熊本市「もったいない！食べ残しゼロ運動」協力店登録実施について」（平成29年5月30日施行。以下「旧制度」という。）は、本要綱の施行に伴い廃止する。
- 3 本要綱の施行日時点において、旧制度に基づき「もったいない！食べ残しゼロ運動協力店」の登録を受けている店舗は、第7条の規定にかかわらず、協力店として登録する。
- 4 前項の規定にかかわらず、協力店への登録を希望しない「もったいない！食べ残しゼロ運動協力店」は、その旨を申し出ることにより、協力店として登録しないものとする。

別表（第3条関係）

飲食店等の取組	食品小売店の取組
（１）食材を使い切る工夫 （２）食べ残しを出さない工夫 （３）食べ残しを出さない啓発 （４）食べ残しの持ち帰りができる工夫 （５）フードシェアリングの実施 （６）食品廃棄物のリサイクル （７）上記以外の食品ロスを減らすための取組	（１）仕入れの工夫 （２）商品売り切る工夫 （３）商品売り切る啓発 （４）家庭での使い切りにつながる取組 （５）フードシェアリングの実施 （６）食品廃棄物のリサイクル （７）上記以外の食品ロスを減らすための取組